

旭川しんきんテレホンファクシミリサービス規定

1. このサービスの取り扱いについて、旭川信用金庫（以下「信用金庫」という。）で受信した暗証番号が、届け出の暗証番号および口座番号と一致した場合には、送信した者を加入者とみなし連絡応答してもさしつかえありません。
2. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に連絡または応答を受けた内容について変更または取り消ししてもさしつかえありません。
3. 通信混雑などによる電話の不通および機器障害ならびに天災地変、その他やむを得ない事由により連絡応答が遅延または、不能となることがあっても異議を申し立てません。
4. この「旭川しんきん・ファクシミリサービス」の利用手数料は、信用金庫所定の料率と計算方法により、1ヶ月分を後払いするものとし、毎月10日（休日の場合は翌営業日）に申込者指定の決済口座から、小切手の振り出しまたは普通預金通帳および同払戻請求書によらず払い出しのうえ収納してください。
5. この取り扱いについて、万一紛議が生じても信用金庫の責めによるものを除き、信用金庫には迷惑をかけません。
6. (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。